

徳島県告示第二百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和六年六月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 特別保護地区の名称

中津峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

徳島市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

（二）特別保護地区の指定目的

この区域は、スギやカシ類を中心とする大径木を有し、都市近郊における多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県東部農林水産局
林業振興担当及び徳島市役所

二1 特別保護地区の名称

大神子鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

徳島市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

（二）特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、都市近郊において多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県東部農林水産局

林業振興担当及び徳島市役所

三 1 特別保護地区の名称

大滝山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

美馬市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一） 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

（二） 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び美馬市役所

四 1 特別保護地区の名称

箸蔵鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

三好市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一） 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

（二） 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び三好市役所

五 1 特別保護地区の名称

竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

三好市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一） 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣の生息地

(二) 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5

縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び三好市役所